25関地協発208号
平成25年7月12日

関　係　各　位

一般社団法人
関東地方公営競馬協議会
代表理事　石　川　元　邦
（公印省略）

平成25年南関東地区転入馬の資格の特例取扱いについて（通知）

平成２５年南関東地区転入馬の資格について、下記のとおり特例取扱いを行いますのでお知らせします。

記

１、転入馬の資格の特例取り扱い内容

	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上
現行収得賞金額	50	100	600	900	1,200
特例収得賞金額		50			

※上記の収得賞金額に満たない場合でも、ＪＲＡで実施する競走で５着以内に入着した馬は転入を認める。

２、転入馬の資格の特例取扱いを行う競馬場
浦和、船橋、川崎の各競馬場

３．格付け及び編成
収得賞金額100万円未満で転入した馬は、100万円を番組賞金額と定め、格付け及び編成する。

４．転入馬の資格の特例取扱いを行う期間
平成25年8月1日～平成25年10月31日まで。
なお、平成25年11月以降は、現行の収得賞金額を適用する。

５．その他
転入馬の資格の特例取扱いにより浦和、船橋、川崎の各競馬場に転入した馬は、収得賞金が100万円に達するまでは、平成25年中の大井への転きゅうはできない。なお、これまで行なってきた転入馬の資格の特例取扱いについては、平成25年をもって一度終了し、来年についてはこれまでの効果や疑問点を検証した上で、実施の検討をすることとします。

平成２５年７月２６日

関係各位

平成２５年転入条件の特例取扱いについて

１　特例取扱いを行う期間

８月～１０月に実施する出走申込時

・川崎競馬

第７回（９月２日～５日）　：申込日８月１６日

第８回（１０月７日～１１日）　：申込日９月１２日

第９回（１１月１１日～１５日）　：申込日１０月４日

・浦和競馬

第５回（９月１１日～１３日）　：申込日８月８日、１６日

第６回（１０月２１日～２５日）　：申込日９月２０日

第７回（１１月１８日～２２日）　：申込日１０月２１日

・船橋競馬

第６回（９月６日、９日、１０日）　：申込日８月６日、７日

第７回（９月２３日～２７日）　：申込日８月２９日、３０日

第８回（１０月２８日～１１月１日）：申込日９月２６日、２７日

第９回（１２月２日～６日）　：申込日１０月３１日

※臨時申込日のある競馬場もありますので主催者にご確認ください。

２　特例転入資格の収得賞金額

「３歳１００万円」→「<u>３歳５０万円</u>」

※ただし、上記の賞金金額に満たない場合でも、ＪＲＡが実施する競走で５着以内に入着した馬は転入を認めます。

３　特例取扱い馬の格付け及び編成

収得賞金額１００万円未満で転入した馬は、１００万円を番組賞金額と定め、格付け及び編成します。

４　特例取扱い馬の制限

①特例取扱いで転入した馬は、収得賞金が１００万円に達するまでは<u>平成２５年中の大井競馬場への転入はできない。</u>

②特例取扱いで転入した馬は、<u>大井以外の競馬場で調教試験</u>を受けること。

５　その他

①地全協の登録が完了しないと出走申込は受け付けません。

（登録申請から登録完了まで１０日程度かかる。）

②登録完了しても出走申込を行わないと転入は成立しません。